

## 山の素晴らしさの情報発信業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

山の素晴らしさの情報発信業務委託

### 2. 目的

「佐賀の山」は中山間地に暮らす人々だけでなく、平野部に暮らす人も含めて、全ての人々に恩恵をもたらす「源流」である。また、佐賀の山は低山で人が入りやすく、豊かな自然と人々の暮らしが身近にあり、そこにしかない地域資源や山を大切に思う人といった、本物の価値がいきづいている。

しかし、このような素晴らしい山や地域資源、さらに地域をよくしたいという志を持ちながらいきいきと活動している人たちによって各地域で進められている自発的な地域づくりの取組について、県民に浸透していない現状がある。

そこで、「佐賀の山」が持つ本物の地域資源や各地域で活動する人々の情報を発信し、触れることができる機会をつくることで、県民の半数以上を目標に山の価値や活動する人々の思いを認識してもらい、共感を促し、山を訪れる人やそこで活動する人を増やし、地域への愛着と誇りが醸成されることを目的とする。

### 3. ターゲット

#### ターゲット層

主に県内の 30～40 代ファミリー層

#### ターゲット像

- ・自然に関心はあるが、仕事や子育てで忙しくなかなか足を運べていない人
- ・友人や家族との時間を大切にしており、興味を抱けば自分から探して遊びに行く情報感度の高さがある人
- ・子どもにはできるだけ自然に触れさせたいと考えている人

### 4. 業務の内容

「佐賀の山」及び山にまつわる「もの・こと・ひと」（自然、歴史、文化、伝統、食、自発的に地域づくりに取り組んでいる人等）について、馴染みのない人でも認知・関心のきっかけとなるようクリエイター等専門家の知見を活用しながら効果的に発信すること。発信にあたっては、情報を十分にターゲット層に伝えるとともに、ターゲット自身による情報発信（SNS・口コミ等による拡散）や山への来訪、地域づくりの取組への参加につながるよう「関心・共感」を促す工夫をすること。

なお、中長期広報計画（別紙1）に基づき提案を行うこと。

- ・発信する情報のジャンル（人・自然・食等）の割合についても提案に含めること。
- 提案にあたっては、各ジャンルの情報が極端に偏在しないよう留意すること。

- ・「人」の情報発信にあたっては、「山の会議（仮）」（別紙2）との相乗効果が生まれるよう考慮し、必要に応じて当該事業で実施するイベント等に参加して情報収集を行うこと。

各業務の詳細については以下のとおりとする。

(1) 本業務全体の統括ディレクション業務

受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、専門家（アートディレクター・クリエイター・デザイナー・カメラマン等）の知見を活用するとともに、総括ディレクターとして専門家と連携し事業全体の監修及び企画、制作、進行の助言を行うこと。

なお、提案にあたっては、本委託内容と同種同規模の業務経験を有するなどの実績がある統括ディレクター及び連携する専門家を入れた実施体制を提示すること。

(2) 情報発信業務

県が指定するブランドコンセプトに沿う効果的な情報発信の提案を行うこと。

なお、提案にあたっては、それぞれの提案内容において、その効果を得られると判断した根拠を付記し、各企画の広報物についてもブランドコンセプトに沿った統一感のある内容とすること。

ア 認知を向上させる情報発信の企画と実施

・ 広報物の制作・配布

ターゲットに佐賀の山の素晴らしさや各地域における自発的な地域づくりの取組を認知してもらうために、県が指定するロゴセット（ロゴ・キャッチコピー・ボディーコピー）等を使用した広報物を作成し、配布すること。ポスターやノベルティ等広報物の形式については指定しないが、ターゲットの認知度向上に効果的なものを選定し、配布先についても提案すること。

○業務委託内容

項目	内容
広報物制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報物の作成及び配布</li> <li>・ 配布先の提案</li> <li>・ 仕様：10,000 個（枚・部）作成</li> </ul> <p>※配布数を満たしていれば作成する広報物は何種類でも構わない。</p>

※KPI：配布数 10,000 個（枚・部）

※制作物が紙媒体の場合は、WEBでの閲覧ができるようPDFデータ・画像データ（PNG、JPG等）を作成すること。

・ Instagram

佐賀の山や自然などを中心とした場所や山にまつわる地域資源の「もの・こと・ひと」をクリエイター等の知見を活用し紹介すること。県が指定するロゴセット等を使用し、動画・写真・音声などで投稿を行い、フォロワー数の増加、認知度向上及びフォロワーによる情報の拡散を図るような企画を提案すること。

なお、実施にあたっては既存のアカウント (@yamaosm\_saga) を使用すること。

○業務委託内容

項目	内容
Instagram	・ アカウント運営 ・ 動画、写真等を活用した記事コンテンツ制作及び発信 ・ その他、広報の企画、運営

※KPI：公式アカウントフォロワー数 3,000 人増加

※投稿の期間：契約締結日から令和 8 年 3 月中旬まで

※記事の投稿：週 2 回以上を想定

イ 関心・共感を促す情報発信の企画と実施

・ WEB ページの制作及び管理運営

佐賀の山に行きたくなる情報や各地域の自発的な地域づくりの取組・人の紹介、県の他事業のコンテンツの情報など、広報物や Instagram で山や山にまつわる「もの・こと・ひと」について認知したターゲットが、WEB ページ(ランディングページ)を閲覧することによって、それらについてより深く知ることができ、関心・共感を得ることができる内容を提案すること。

○仕様・構成

- ・ ブランドコンセプトの説明  
(事業の趣旨、座組の紹介、ロゴ、コンセプトテキスト等)
- ・ お知らせ(イベントの告知等)
- ・ 記事投稿、取材レポート等の掲載 (年 6 回以上)
- ・ その他、必要とする項目

○業務委託内容

項目	内容
WEB ページ	・ WEB ページの制作及び管理運営

※KPI：訪れた人数が 33,600 人

## ウ 行動(参加・購買)を促す情報発信の企画と実施

### ・ターゲットに即したイベントの開催

山や山にまつわる「もの・こと・ひと」と触れ合うことで、より深く山の価値について知ることができるイベントを企画し、提案すること。

企画にあたっては、イベントを実施する地域で地域づくりに取り組む人々を巻き込むことができる構成とし、参加者が、そのような人との交流によってその思いや活動を知り、共感することで参加者自身による情報発信(拡散)や活動に参加したくなるような内容とすること。

なお、地域の巻き込み方については、ゲストや出展(店)形式や地域イベントとの同時開催等、形式は問わない。

### ○業務委託内容

項目	内容
イベント	・ イベントの企画・運営 (日程調整、会場スタッフ等の手配も含む) ・ イベント広報用チラシ等の作成及び配布 ・ 会場の手配・設営、機材設置、資料配布等 ・ パソコン、プロジェクター等の必要機材の手配

※開催回数は2回以上とし、規模及び開催時期は提案すること。

※KPI：参加者延べ1,800名以上

## 5. 本業務委託の業務遂行体制等

### (1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努める。

### (2) 業務スケジュールの管理

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況については、随時報告を行うこと。

### (3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打ち合わせを行うほか、関連事業全体についても随時助言を行うこと。

### (4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

## 6. 委託金額

32,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 7. 履行期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

## 8. 留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第20条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物(素材を含む)を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知り得た情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
  - ア 業務上知り得た個人情報の秘密を保持し、第三者への情報提供の禁止
  - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり、必要となる経費は、委託料に含めるものとする。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。